

# ストリートビューに関する遅まきながらの覚書

小 倉 一 志

## 1. はじめに

かつて筆者は、「グーグルの光と影」と題するコラム<sup>1)</sup>を寄稿させて頂いたことがある。実際に執筆作業を行ったのは、2009年（平成21年）1月と記憶しているが、その時すでにグーグルのサービスについては「光」の部分のみならず、「影」の部分についても議論がされ始めていた。

上記コラムでは、グーグルの「影」の部分として、(文章の性質上簡単に)次の点を指摘した。(1)ページランク（検索順位）に関する問題として、(a)ページランクはコンピュータにより自動的に決定されるが、そのランクを決定する基となる検索アルゴリズムが公表されていないこと<sup>2)</sup>・(b)（その理由は、ページランクの不正操作を避けるためであるが<sup>3)</sup>）公表されないがゆえに、検索結果が本当に「正確」であるかを検証することが不可能であること・(c)グーグルの検索結果から理由もなく除外される「グーグル八分」「グーグル検閲（Google Censorship）」の存在が指摘されていること<sup>4)</sup>・(d)グーグル中国版（google.cn）<sup>5)</sup>

- 
- 1) 拙稿「グーグルの光と影」鈴木秀美・山田健太編『よくわかるメディア法』（ミネルヴァ書房・2011年）190頁以下。
  - 2) グーグル内部においても、詳細まで把握している人はごく少数であると言われていた（NHK取材班『グーグル革命の衝撃』（NHK出版・2007年）136頁）。
  - 3) 牧野二郎『Google問題の核心－開かれた検索システムのために』（岩波書店・2010年）59頁。
  - 4) 吉本敏洋『グーグル八分とは何か』（九天社・2007年）、佐々木俊尚『グーグル Google－既存のビジネスを破壊する』（文春新書・2006年）211-222頁。
  - 5) その後、グーグル中国版は2010年（平成22年）3月にサービスを中止し、中国版

において「天安門事件」「法輪功」「チベット問題」などを扱ったホームページを検索結果に表示しない仕様とした(2006年(平成18年)1月)ことに対して、「公平で中立な検索エンジンを提供するのがわれわれの使命」としてきた従来の立場を経済的誘因によって(部分的であれ)放棄したものと批判がなされていること<sup>6)7)</sup>。また、(2)「世界中の情報をオーガナイズ(整理)し、世界中の人々がアクセスできて使えるようにする」というグーグルのミッションに起因する問題として、(a)アメリカの大学図書館や公立図書館と提携し、これらの蔵書をデジタル化する「グーグル・ブックサーチ」のプロジェクト<sup>8)</sup>と著作権との兼ね合いが指摘されていること・(b)「グーグル・マップ」に組み込まれた「グーグル・ストリートビュー」(以下、ストリートビューと簡略化して表記することもある)について、プライバシー等の観点から異論が出されているこ

---

(google.cn)にアクセスすると香港版(google.com.hk)に転送される仕様に変わっている(「グーグル、中国本土の検索撤退、香港経由に、検閲なしで提供-中国政府、強く反発」日本経済新聞2010年(平成22年)3月23日夕刊)。

- 6) 佐々木・前掲書[注4] 222-224頁, 吉本・前掲書[注4] 27-29頁。  
 7) グーグルは当初、検索結果に対して検閲を行っている(検索結果を操作している)こと自体を否定していたが、中国への対応を契機として、検閲ないし操作を認めるようになった。具体的には、(1)犯罪に関するサイト(児童ポルノ・麻薬販売・テロリズムを称賛するサイト、ドイツにおけるナチズムを称賛するサイト、日本における架空口座販売サイト、中国における[本文に挙げたような]サイトなど)、(2)不正な手段によって検索順位を上昇させようとするサイト、(3)権利侵害の申立てがあったサイト(著作権侵害・名誉毀損と見做されたサイトなど)につき、第三者機関に削除の事実を提示した上で、削除を行っている(吉本・上掲書30頁)。  
 8) このプロジェクトは、「Google Print」という名称で計画され(2003年(平成15年)12月)、実証実験が行われたものである(2005年(平成17年)11月に「Google Book Search」と改称)。「Google Print」は当初、アマゾンの書籍内全文検索サービス「Serch Inside the Book(なか見!検索)」に類似したサービスが想定されていた(この点に係わるサービスは、後に「Google Publisher Program」と呼ばれるようになる)が、2004年(平成16年)10月の段階で、ハーバード大学・スタンフォード大学・ミシガン大学・オックスフォード大学・ニューヨーク公立図書館などの蔵書をスキャンし、インターネットから自由な全文検索を可能にする「Google Print Library Project」の存在が明らかになり、訴訟へと発展した。

なお現在は、著作権が消滅した書籍の全文検索などを中心とした「Google Books」としてサービスが行われている(植村八潮「[解説]読者=市民から見た『デジタルアーカイブ』の功罪」明石昇二郎『グーグルに異議あり』(集英社新書・2010年)175-179頁)。

となどである<sup>9)</sup>。

筆者としては、上記コラムの内容を敷衍すべく、別稿を用意したいと予てより思っていたが、雑事に紛れて、その機会を逸してしまった。また、論点が出尽くしてしまったためか、最近（以前と比較すると）議論も低調となったように見え、新たな原稿を執筆する意味もないのかもしれないが、ストリートビューに関する憲法的・情報法的問題に限定して、「備忘録」代わりに記しておくこととしたい（本稿の目的はその程度のものである）。

## 2. グーグルとストリートビュー

### 2.1 グーグルのサービス

本稿はグーグルのストリートビューに焦点を当てるものであるが、グーグル及びグーグルのサービス一般について触れることから始めたい。

グーグルは、検索エンジンを提供する会社として1998年（平成10年）9月に設立された（日本法人は2001年（平成13年）8月設立）。検索エンジンとしては、AltaVistaやgooが先行してサービスを開始していたが、検索結果の質に問題があった<sup>10)</sup>。そのため、ウェブサイトへのアクセスには（URLを直接入力しない限り）「ポータルサイト」（ここでは、様々なカテゴリ毎に分類されたウェブサイトのリストが提供されていた）を用いるか、ブラウザのブックマーク機能を用いるしかない状況が続いていた。この状況を大きく変えたのがグーグルである。

グーグルは「グーグル・ボット」と呼ばれる自動巡回プログラム（クローラ）を用いてインターネット上のデータを自己の中央サーバに集積・解析し、そのデータの内容・重要度・リンクなどを数値化した検索アルゴリズムを用いてページランク（検索順位）を決定している。その検索結果<sup>11)</sup>が他の検索エン

9) 拙稿・前掲論文〔注1〕191頁。

10) 吉本・前掲書〔注4〕4頁。

11) 現在ではウェブサイトのみならず、画像・動画・ニュース、更には「グーグル・

ジンと比べて「正確」であることから瞬く間に口コミで知れ渡り、世界中のユーザの支持を得るようになった。グーグルは、この市場優位性を用いて、検索エンジンで入力されたキーワードに応じて（検索結果の上部あるいは横などに）広告を表示させる「グーグル・アドワーズ」、ウェブサイトやブログの内容に応じた広告をその中で表示できるように配信する「グーグル・アドセンス」を展開することによって、巨額の広告収入を得ている<sup>12)</sup>（すでに2009年（平成21年）の段階でグーグルの売上高は2兆円<sup>13)</sup>に達し、日本のテレビ広告費〔約1兆9千億円〕<sup>14)</sup>を越えていた。なお、「グーグル・アドワーズ」「グーグル・アドセンス」の2つがグーグルの売上げの大半を占めている<sup>15)</sup>。

その上で、グーグルはこれらによる売上げないし利益を新規アプリケーション・サービス・プラットフォームの開発につき込み、ユーザに無料で提供している。「ジーメール (Gmail)」（2004年（平成16年）4月〔ベータ版〕公開）・「グーグル・デスクトップ」（2004年（平成16年）10月〔ベータ版〕公開）・「グーグル・マップ」（2005年（平成17年）2月〔ベータ版〕公開）・「グーグル・アース」（2005年（平成17年）6月公開）・「グーグル・ニュース」（2006年（平成18年）1月〔ベータ版〕公開）<sup>16)</sup>・「グーグル・カレンダー」（2006年（平成18年）4月〔ベ-

---

マップ）「グーグル・ストリートビュー」の検索結果も一緒に表示されるようになって（牧野武文『Googleの正体』（マイコミ新書・2010年）28-29頁参照）。

12) 拙稿・前掲論文〔注1〕190頁。

13) グーグルの売上高は、その後も上昇を続け、親会社であるAlphabetの2016年（平成28年）第4四半期の売上高は約261億ドル（約3兆1千億円）、グーグル部門に限定すると約258億ドル（約3兆円）となっている（[https://abc.xyz/investor/news/earnings/2016/Q4\\_alphabet\\_earnings/](https://abc.xyz/investor/news/earnings/2016/Q4_alphabet_earnings/)（last visited Feb. 26, 2017））。

14) 2016年（平成28年）のテレビメディア広告費（地上波テレビ+衛星メディア関連）は1兆9657億円であり、横ばい傾向にある（電通「2016年 日本の広告費」<http://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2017027-0223.pdf>（last visited Feb. 26, 2017））。

15) 佐々木・前掲書〔注4〕161頁。

16) 「グーグル・ニュース」は、世界中のニュースサイトから記事の見出しを（自動的に）収集したものを、（これもコンピュータにより自動的に）編集・表示するものである。同サービスについてグーグルは、「記事の表示頻度、掲載サイト、およびその他数多くの要素をコンピュータが評価することでランク付けされています。その結果、政治的観点やイデオロギーに関係なく記事が分類されるので、同じ

タ版)公開)・「グーグル・ドキュメント」(「グーグル・スプレッドシート」として、2006年(平成18年)6月〔ベータ版)公開)・「グーグル・ストリートビュー」(2007年(平成19年)5月公開)・「アンドロイド」(2008年(平成20年)9月公開)・「グーグル・クローム」(2008年(平成20年)9月〔ベータ版)公開)・「グーグル・クロームOS」(2009年(平成21年)11月公開)・「グーグル日本語入力」(2009年(平成21年)12月〔ベータ版)公開)といったものが代表例として挙げられる。グーグルはこれらのアプリケーション類からは、直接的な利益は多く得ていない。しかし、ライバルとなるマイクロソフトは(MSオフィス・Windows OSなどが)有料での提供であることの対比でユーザへの「浸透力」が強<sup>17)</sup>、また、利用データは(個々のパソコン・スマートフォンではなく)ブラウザ等を介して(グーグルの)クラウドに蓄積されることが志向されている<sup>18)</sup>ことから、ユーザの個人情報をより多く集めることが可能となっている。先にも述べたように、グーグルの収入源は広告収入である。より多くの広告収入を得るために既存の「文脈ターゲティング広告」の手法を更に洗練させ、「行動ターゲティング広告」の手法(の導入)を可能にする<sup>19)</sup>のが、他ならぬユーザの個人情報である<sup>20)</sup>(ユーザの個人情報=プライバシーとの「折り合い」の

---

ニュースについてさまざまな観点から情報を得ることができます」としている(蜷川真夫『ネットの炎上力』(文春新書・2010年)85-86頁)。

17) 佐々木・前掲書〔注4〕162-164頁。

18) 岡嶋裕史『アップル、グーグル、マイクロソフト・クラウド、携帯端末戦争のゆくえ』(光文社新書・2010年)99-101頁、小川浩・林信行『アップルvs.グーグル』(ソフトバンク新書・2010年)61-62頁。

19) 「文脈ターゲティング広告」とは、グーグルの検索履歴・ユーチューブの視聴履歴・ジメールの内容(なお、グーグルは、個人向けサービスにおけるメール内容の分析を今年度内で打ち切ることを発表している〔「メール分析、年内に終了、グーグル、広告に活用、企業・個人向け対応統一」日本経済新聞2017年(平成29年)6月24日夕刊])などに基づいて、効果的に行われる広告の表示のことを指す。他方、「行動ターゲティング広告」は、現段階ではウェブ上の行動に限定されているが、(リアルスペース上の)地理的な行動も分析対象に加えることによって、更に効果的な広告の表示が(憲法論・法律論はともかくとして)技術的には可能となっている(牧野・前掲書〔注11〕126-136頁)。

20) 上掲書130-131頁・198頁。

つけ方については、様々な議論がなされているところである<sup>21)</sup>。

## 2.2 ストリートビュー

### (1) サービスの概要

ストリートビューとは、グーグルの地図サービスである「グーグル・マップ」と連携させ、「特定の地域の地図上で選択した地点の様子を360度のパノラマ画像で見ることができるサービス」<sup>22)</sup>のことである（また、最近では、上空からの画像を閲覧できる「グーグル・アース」ともシームレスに連携している）。グーグルはストリートビューの対象とする道路にストリートビュー・カー（撮影車）（日本ではトヨタ・プリウスが使われ、車体に取り付けた棒の先にある全方位カメラ〔最初の段階では、地上から約2.45mに位置していた<sup>23)</sup>〕で画像を

21) ここでは、2012年（平成24年）3月1日にグーグルが導入（1月25日に発表）した「新プライバシー指針」について触れておく。これまでグーグルは、それぞれのサービス毎に指針を定めていたが、この「新指針」により（約60本あったものを）1つに統合した。日本の個人情報保護法との関係では、同法15条は、利用目的を「できる限り特定」するとともに（1項）、利用目的を変更する場合には、「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」内であることが求められている（2項）ため、同条との抵触が指摘されていた。しかし、次の16条では「本人の同意を得」た場合には例外が認められており、しかも同意の取得方法については明文上規定がないため、グーグルは黙示的同意も許容されるとの立場を取り、自らを正当化した（石井夏生利「グーグルの新プライバシー指針と個人情報保護」L&T56号66-67頁）。「グーグルは悪食で、どんな屑情報でも整理せずにはいられない。玉を拾い出すのではなく、屑を集積することによって、玉に変えてきたのがグーグル」である（岡嶋・前掲書〔注18〕92頁）との指摘があるが、「新指針」の導入はユーザの個人情報をより多く収集するためのものであることは言うまでもない。

22) 判時2234号45頁。

23) 2.45mは人の目線ではない（更には、日本の公道と住宅を隔てる塀の高さは2m程度しかなく、道路幅も狭く、しかも住宅は公道側に寄って建てられている）ことから、「上から覗き込む」ような形での撮影となっていた。この点については（も）多方面から批判があり、またグーグルのストリートビュー担当者（広報部長とポリシーカウンセル）が出席した第38回東京都情報公開・個人情報保護審議会（2008年（平成20年）11月25日）においても同様の指摘がなされた。これに対してグーグルは、「（今後の対応については、現在、検討中であるが）アメリカ・オーストラリアなどの他国と同じ高さで撮影しており、日本だけ特別扱いするとすれば、社内での説明責任が生じる」旨の回答を行ったが、2009年（平成21年）5月から既に公開を開始している地域を含め、全ての地域においてカメラの位置を40cm下

撮影している)<sup>24)</sup>を走らせた後、同時に「収集したGPS座標等のデータを利用して繋ぎ合わ」せる<sup>25)</sup>作業を行い、閲覧用データを作成している。

このストリートビューのサービスは、ロケーション技術の会議である「Where2.0」の席上で発表され(2007年(平成19年)5月)、アメリカについては、サンフランシスコ・ニューヨーク・ラスベガス・デンバー・マイアミ(の一部地域)を皮切りに、データの公開が始まった。日本については、小樽・札幌・函館・仙台・東京・さいたま・千葉・横浜・鎌倉・京都・大阪・神戸(の一部地域)について、2008年(平成20年)8月5日より開始されている<sup>26)</sup>。現在では、日本国内の極めて広範な地域がサービスの対象に取り込まれている。

## (2) サービスに対する反応

### (a) 地方公共団体・弁護士会など

プライバシー・コミッショナーなどプライバシーを専門的に扱う機関を有する国においては、データ公開ないしサービスインに先立って「事前協議」等を行っていたが、日本にはそれに相当する機関(また総務省・経済産業省の)担当部局が存在しないため、かなり唐突な形で始まった<sup>27)</sup>。唐突であったがために、ストリートビューに対する反応も非常に大きなものとなった<sup>28)</sup>。

---

げた上での再撮影を実施した(Googleマップチーム「ストリートビューに関する取り組みについて」<https://japan.googleblog.com/2009/09/blog-post.html> (last visited Mar. 4, 2017)), 堀部政男・宇賀克也編『地理空間情報の活用とプライバシー保護』(地域科学研究会・2009年)所収85頁)。

24) 高木浩光「グーグル・ストリートビューの日本での実態と他国との比較」上掲書7頁。

25) 判時2234号46頁。

26) 高田寛「Googleストリートビューの社会的影響と法的問題について」産業能率大学紀要30巻1号68頁、高田寛「Googleマップ『ストリートビュー』の法的問題について」最先端技術関連法研究8号105頁。

27) アメリカ同様、日本でも事前に議論が行われることなくサービスが始まった。この点を問題視するものとして、石田英敬「『グーグル・ストリートビュー問題』とは何か」部落解放・人権研究所編『「インターネットと人権」を考えるーネット社会を生き抜くために』(解放出版社・2009年)141頁。

28) ただし、その反応はマイナスの意味をもつものだけではなくた点に留意する

この点、特に目立った動きを見せたのが、地域の安全を預かる地方公共団体（の議会）であった。最も早く意見書を採択したのは（東京都）町田市議会である（2008年（平成20年）10月9日）。同市議会の「地域安全に関する意見書」は、画像撮影が事前告知や許可願もなく実施され、しかも公開された画像には自宅内・敷地内の様子が映り込んでいるもの・（自動的にぼかすことになっているはずの）人の顔・車のナンバープレート・表札に読み取れるものが含まれていることを指摘した上で、「プライバシー上、防犯上の問題」があるとし、(1)当該サービスにつき国に寄せられた意見の実態調査をはじめ、現状把握に努めること・(2)インターネットを利用しない国民に、必要な広報活動を行うこと・(3)居住専用地域の公開の適否につき、国民の意見聴取の上、事業者に対する指導を行うこと・(4)個人や自宅等を無許可で撮影し、無断で公開する行為につき、都道府県迷惑防止条例上の迷惑行為として加えることを検討すること・(5)必要に応じて法整備を行うことを（国及び政府機関に対して）要請するものであった<sup>29)</sup>。同様の意見書の採択は、その他の地方議会においても立て続けに行われ、2009年（平成21年）4月までの半年足らずの間に1県<sup>30)</sup>・1特別区<sup>31)</sup>・27市<sup>32)</sup>・9町<sup>33)</sup>の地方議会、2市議会議長会<sup>34)</sup>にまで広がった<sup>35)</sup>。道内では、

---

必要がある。例えば、「小樽の店 サイトで選んで－飲食店700軒を紹介 年内に運営会社設立」北海道新聞2008年（平成20年）9月2日朝刊〔小樽・後志地方版〕は、始まったばかりのストリートビューのサービスを活用して、小樽市内の飲食店を紹介するポータルサイトを本学の学生が立ち上げたことを紹介している。

29) [https://www.gikai-machida.jp/voices/GikaiDoc/attach/lk/lk485\\_gg19.pdf](https://www.gikai-machida.jp/voices/GikaiDoc/attach/lk/lk485_gg19.pdf) (last visited Mar. 4, 2017). 更に、高田・前掲「Googleストリートビューの社会的影響と法的問題について」〔注26〕72頁、高田・前掲「Googleマップ『ストリートビュー』の法的問題について」〔注26〕111-113頁。

30) 高知県（2009年（平成21年）3月19日）の1県議会。

31) （東京都）荒川区（2009年（平成21年）3月17日）の1区議会。

32) （東京都）町田市（2008年（平成20年）10月9日）、（北海道）札幌市・（奈良県）生駒市（12月11日）、（奈良県）御所市・（大阪府）茨木市（12月16日）、（大阪府）高槻市（12月18日）、（東京都）国分寺市・（埼玉県）和光市（12月19日）、（神奈川県）相模原市（12月20日）、（東京都）狛江市・（広島県）福山市（12月22日）、（東京都）小平市（2009年（平成21年）2月25日）、（東京都）小金井市（3月4日）、（広島県）尾道市・竹原市・（高知県）宿毛市（3月17日）、（高知県）土佐市（3月18日）、（広島県）呉市・（高知県）須崎市（3月19日）、（埼玉県）戸田市（3月23日）、（北海道）



札幌市議会・石狩市議会・江別市議会が意見書を採択している。札幌市議会の（意見書にある）要望<sup>36)</sup>は上記・町田市議会に近いものとも言えるが、石狩市議会の要望<sup>37)</sup>はインターネット以外からも画像削除要求ができるようにすることを求める点、江別市議会の要望<sup>38)</sup>は繁華街・住宅街等、地域の種別ごとに公開の適否について十分な検証を行うことを求める点に特徴が見られる。

- 
- 石狩市・(香川県)丸亀市・(福岡県)小郡市(3月24日)、(大阪府)箕面市(3月26日)、(北海道)江別市・(大阪府)牧方市(3月27日)、(奈良県)宇陀市(3月31日)の27市議会。
- 33) (香川県)琴平町(2008年(平成20年)12月15日)、(奈良県)安堵町・三郷町(12月17日)、(香川県)綾川町・まんのう町(2009年(平成21年)3月19日)、(香川県)土庄町(3月24日)、(香川県)多度津町(3月26日)、(香川県)小豆島町(3月30日)、(香川県)三木町(3月31日)の9町議会。
- 34) 高知県市議会議長会(2009年(平成21年)4月14日)、四国市議会議長会(4月23日)の2市議会議長会。
- 35) この点につき、総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第1次提言」4-5頁([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000035957.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000035957.pdf) (last visited Mar. 4, 2017)), 堀部・宇賀編・前掲書 [注23] 所収73-74頁。
- 36) 札幌市議会の「インターネット上で実写画像を無料で提供する地図検索サービス機能に関する意見書」は、「個人の住宅の撮影・公開については、住民の許可を得よう事業者に要請し指導すること」「インターネットを利用していない市民に向けて必要な広報活動を行うこと」「必要に応じて、法整備を行うこと」の3点を(国及び政府に対して)要望している ([http://www.city.sapporo.jp/gikai/html/documents/20\\_4t\\_5.pdf](http://www.city.sapporo.jp/gikai/html/documents/20_4t_5.pdf) (last visited Mar. 4, 2017))。更に、「札幌市議会 グーグル・ストリートビュー 撮影許可制を要求」北海道新聞2008年(平成20年)12月13日朝刊。
- 37) 石狩市議会の「インターネット上で実写画像を無料で提供する地図検索サービス機能に関する意見書」は、「個人の住宅の撮影・公開については、プライバシーの侵害にならないよう事業者に要請し指導すること」「画像削除要求をインターネット以外でも行えるよう事業者に要請すること」「インターネットを利用していない市民に向けて必要な広報活動を行うこと」の3点を(政府に対して)要望している (<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/uploaded/attachment/9063.pdf> (last visited Mar. 4, 2017))。
- 38) 江別市議会の「インターネット画像サービスにおける個人情報の保護に関する意見書」は、「繁華街、幹線道路、住宅街等、地域の種別ごとに、公開の適否について、国民及び有識者の意見を聴取し、十分な検証を行うこと」「無差別・無許可で多数の個人や民家等を撮影し、無断で公開する行為について、報道の自由に配慮しつつ、必要に応じて法令による規制を加えることを検討すること」の2点を(国に対して)要望している (<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gijiroku1/1638.html> (last visited Mar. 4, 2017))。

また、福岡県弁護士会（2008年（平成20年）12月1日）・新潟県弁護士会（12月24日）からも、ストリートビュー・サービスの中止を求める声明が出されている。（前者の）福岡県弁護士会の「ストリートビューサービスの中止を求める声明」は、「（撮影の場面において）①都市のほぼ全域にわたる広範かつ無限定の多数の市民の肖像を根こそぎ撮影していること、②高い位置からの撮影のため、撮影対象が家屋内にも及んでいること、③事前に公表目的での撮影を行うことを説明していないこと」、 「（公表の場面において）④問題のある画像を事前に個別チェックしていないこと、⑤テレビのニュース番組等のように一時的・背景的に映像が流れる場合と異なり、撮影場所が特定できる状態で長期間画像がさらされること、⑥電子データの特性上、画像が容易かつ半永久的に第三者により2次利用されうる」ことの6つの問題点を指摘した上で、これらの問題点に対する抜本的な解決がなされないのであれば、サービスの提供を中止すべきであるとしている<sup>39)</sup>。（後者の）新潟県弁護士会の「ストリートビューに対し会長声明」も同様の立場に立つ。ただし、「グーグル社のホームページ自体が強力な伝播力を有する媒体で、不適切画像が世界中の極めて多数のユーザーの目にさらされること」も問題点の1つとして挙げるとともに、「[1] 撮影用カメラ位置を人の目線まで下げること、[2] 撮影に当たっては周辺住民に対する事前告知を行なうこと、[3] 不適切画像削除の仕組みを周知するとともに、[4] 被害者ユーザーの電話等による不適切画像削除の申し入れについて迅速且つ的確に対応し得る体制を構築する等して、SVによる個人のプライバシー侵害及びその可能性をなくする」ことを（少なくとも）可及的速やかに講ずべき措置として明示している点に特徴がある<sup>40)</sup>。

更に、部落解放同盟などにおいても積極的な取り組みがなされている。以前より、インターネット上において被差別部落（の出身者）あるいは在日韓国・朝鮮人などに対する差別的表現が多く見られることは周知の所であり、その対

39) 武藤糾明「ストリートビュー・サービスの法的な問題点について—中止を求める福岡県弁護士会会長声明に至る検討結果」堀部・宇賀編・前掲書 [注23] 30頁。

40) <http://www.niigata-bengo.or.jp/streetview-2/> (last visited Mar. 4, 2017).

応につき議論が続いているが<sup>41)</sup>、ストリートビューの画像をリンクさせる<sup>42)</sup>など、「新手」の差別的表現にも用いられかねないサービス<sup>43)</sup>をグーグルが提供しているからである<sup>44)</sup>。

(b) 東京都情報公開・個人情報保護審議会

東京都内においては、町田市・国分寺市・狛江市・小平市・小金井市、更には荒川区においてストリートビューに関する意見書が採択され、その一部が（国・政府のみならず）東京都知事にも宛てられたほか、東京都に対して都民からの意見・苦情・相談等が相次いだため、東京都情報公開・個人情報保護審議会において検討がなされた<sup>45)</sup>。第38回審議会（2008年（平成20年）11月25日）では、事務局からの問題提起・委員間の意見交換、第39回審議会（2009年（平

---

41) インターネット上の差別的表現については、さしあたり、拙稿「インターネット上の差別的表現・ヘイトスピーチ」松井茂記ほか編『インターネット法』（有斐閣・2015年）145頁以下、拙書『インターネット・「コード」・表現内容規制』（尚学社・2017年）245頁以下。

42) 部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会編『2009年度版 全国のあいつぐ差別事件』（解放出版社・2009年）90-94頁（以下、『20XX年度版』と略記）に詳しい紹介がある。更に、田畑重志「Googleストリートビューを考える」ヒューマンライツ249号60頁、松村元樹「グーグル『ストリートビュー』と人権侵害」部落解放630号135頁。

43) 本文に挙げたものの他にも、「グーグル・マップ」のマッシュアップ機能を用いて、鳥取県内の被差別部落を具体的に摘示するとともに、差別的内容を含む説明文を掲載した事例（『2009年度版』81頁、『2011年度版』14-15頁・97頁）、「グーグル・アース」の古地図照合機能に関して、被差別部落を摘示する江戸時代の古地図と現在の地図データとの照合が（一時的であれ）可能となっていた事例（北口学「インターネットの差別の現実と不可欠な法制定」部落解放653号17-18頁、『2009年度版』18-19頁・87頁、『2010年度版』92頁・94頁、『2011年度版』96頁）などがある。

44) その他、インターネット先進ユーザーの会（MIAU）などにおいても議論がなされていた。この点につき、高田・前掲「Googleストリートビューの社会的影響と法的問題について」[注26] 116-118頁。

45) ただし、今回の場合は、知事から諮問があった訳ではなく、事務局との話し合いの結果、審議することになったものとのことである（堀部政男「東京都情報公開・個人情報保護審議会におけるグーグル・ストリートビューの法的課題に関する議論」堀部・宇賀編・前掲書[注23] 47頁）。都民からの具体的な意見等については、上掲書47-48頁にまとめられている。

成21年) 2月3日) では、グーグルの担当者との意見交換が行われた後<sup>46)</sup>、数度の審議を経て、「ストリートビューについての会長コメント」が出されている(2009年(平成21年) 5月25日)。この「会長コメント」は、グーグルが「(日本では) プライバシーを所管する中央官庁が不明確であるため事前の協議を行わず、そのため配慮が不足していたことを率直に認め、地方自治体等からのプライバシー侵害を懸念する声を真摯に受けとめて今後の対応を検討する旨の表明を行」い、具体的には「日本法人として、カメラ位置を下げての再撮影やナンバープレートのボカシ処理等の改善策を示した」ことについて、「日本の住宅事情等を考慮した自主的な対応として」評価している。しかし、それと同時に、(1)個人情報保護法との関係・(2)プライバシー・肖像権との関係・(3)自治体への事前通知・協議・(4)地域安全との関連・(5)公道からの撮影の徹底の5点についてそれぞれ課題が残されているとして、2009年(平成21年) 4月に総務省が設置した「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(以下、総務省研究会とする)において、更なる検討を行うことを要請している<sup>47)</sup>。

### (c) 総務省研究会

総務省研究会では、2009年(平成21年) 4月9日に第1回会合を開催して以降、(1)インターネット地図情報サービスについてのみならず、(2)違法音楽配信・(3)ライフログ活用サービス・(4)個人情報保護ガイドライン見直しに関する諸問題について、WGを設置するなどして集中的な検討を行った。(1)(3)(4)については、早くも第2回会合(6月22日)において「第1次提言(案)」が報告され、

---

46) 第38回審議会・第39回審議会については、上掲書48-55頁、高田・前掲「Google ストリートビューの社会的影響と法的問題について」[注26] 70-72頁。

47) 上掲書57-58頁。なお、東京都情報公開・個人情報保護審議会で会長を務められていたのは、堀部政男名誉教授(一橋大学)であるが、堀部教授は(次に見る)総務省研究会の構成員でもあり、座長として「第1次提言」を取りまとめられたキーパーソンである。

パブリックコメント(意見公募)に付した後、一部修正を行い<sup>48)</sup>、8月27日に「第1次提言」が報道発表(プレスリリース)された。

総務省研究会の「第1次提言」では「インターネット地図情報サービス」の用語が用いられているが、これは、ストリートビュー以外にも、株式会社ロケーションビューが提供していたロケーションビュー(2009年(平成21年)4月27日終了)・NTTレゾナントが提供していたウォークスルービデオシステム(実験終了〔終了時期は不明])といった、類似のサービスも対象地域がかなり限定されたものであるとは言え、併存していたためである。ストリートビューに代表される「インターネット地図情報サービス」に対する「第1次提言」<sup>49)</sup>は、(1)個人情報保護法との関係・(2)プライバシーとの関係・(3)肖像権との関係につき、通説・判例を整理するとともに、具体的な当てはめ(検討)を行っている。また、(4)道路周辺映像サービス提供者・国に求められる取組についても言及しているが、(1)(2)(3)の判例等については「2.3(4)若干の検討」の箇所と重複するので、ここでは省略し、(1)(2)(3)の当てはめ(検討)及び(4)に限定して紹介する。

#### 〈(1)個人情報保護法との関係について〉

(ア)「道路周辺映像サービスにおいて公開されているのは、主に住居の外観の画像であり、「誰の住居であるかまでは特定できないものが大半」である。「現時点では他の情報と照合して容易に特定可能ともいえないことから」、「表札が判読可能な状態で写り込んでいるなど例外的な場合を除き、原則として個人識

---

48) 当初の「第1次提言(案)」では、ストリートビュー画像の2次利用による人権侵害への対応に関する記述はなかったが、パブリックコメント(意見公募)を経て、追記されることになった(北口・前掲論文〔注43〕19-20頁)。

49) 「第1次提言」の当該部分の作成に主たる役割を果たした「インターネット地図情報サービスWG」には、グーグル・ポリシーカウンセルのほか、マイクロソフト技術標準部部長・NTTレゾナント企画部法務考査部門長といった、業界側の人物が3名含まれていた(WGは7名で構成)。この点を摘示するものとして、石田英敬「インターネットと人権—グーグル・ストリートビュー問題を中心に」部落解放624号68-69頁、瀬下美和「グーグルストリートビュー『規制できない』総務省」週刊金曜日2009年7月3日号(757号)4頁。

別性がなく、『個人情報』には該当しない。「ナンバープレートの番号が写り込んでいた場合も」、その番号から「登録名義人や使用名義人を照合することは容易ではないことから、個人識別性を欠き、『個人情報』には該当しない」。また、「個人の容貌が写り込んでいる場合には特定の個人を識別可能といえるが、顔の部分にぼかしをかける等の措置を講じた上で公開している限り、『個人情報』には該当しない」<sup>50)</sup>。

(イ)「道路周辺映像サービスは、現時点では、特定の住所から特定の個人を検索したり、逆に氏名から特定の住所を検索したりできるようにはなっておらず」、「特定の個人情報を『検索することができるように体系的に構成』されているとは言い難い」。そのため、「道路周辺映像サービスを提供するのみでは、現行の個人情報保護法の義務規定の適用を受ける『個人情報取扱事業者』とはならない<sup>51)</sup>。

(ウ)しかしながら、道路周辺映像サービス提供者が、「道路周辺映像サービス以外の事業等との関係で『個人情報取扱事業者』に該当する場合」もありうる。その場合には、「利用目的による制限（個人情報保護法第16条）、個人情報の適正な取得（同法第17条）」の規定が適用になる（他方、「『個人情報データベース等』を構成する個人情報である『個人データ』についての安全管理措置（同法第20条）及び第三者提供の制限（同法第23条）」については、個人データ非該当のため、適用にならない<sup>52)</sup>が、「現時点では、提供形態からみて個人情報保護法の義務規定に必ずしも違反するものではない」<sup>53)</sup>。

(エ)個人情報保護法の規定の適用がない場合であっても、「電気通信事業を行う者は、総務省が定めている電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に「を遵守することが求められる。」道路周辺映像サービス提供者も「個

---

50) 総務省・前掲「第1次提言」[注35] 10-11頁、堀部・宇賀編・前掲書 [注23] 所収76-77頁。

51) 上掲「第1次提言」11-12頁、上掲書所収77頁。

52) 上掲「第1次提言」12-13頁、上掲書所収77-78頁。

53) 上掲「第1次提言」20頁、上掲書所収81頁。

個人情報保護ガイドライン上の『電気通信事業者』に該当し、個人情報保護ガイドラインの適用対象となる」。

「具体的には、道路周辺映像サービスの展開に当たっては、個人情報の利用目的をできる限り特定すること（個人情報保護ガイドライン第5条第1項）、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないこと（同第6条第1項）、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しないこと（同第7条）、利用目的を本人に通知し、又は公表すること（同第8条第1項）、個人情報保護管理者の設置（同第13条）、プライバシーポリシー（当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言）の公表と遵守（同第14条）などが必要となる。」<sup>54)</sup>「また、公開することにつき本人の同意を得るか又はオプトアウトの要件（同第15条2項）を満たすことが必要となる」<sup>54)</sup>が、「これについても合理的な努力により遵守は可能である」<sup>55)</sup>。

## 〈2)プライバシーとの関係について〉

(ア)「道路周辺映像サービスは相応の社会的意義を持つこと、特定個人のプライバシー侵害が問題となる場面は限定的と考えられること、撮影が公共の場であることによりプライバシーの利益はきわめて制約されること、基本的に公道からの撮影という問題の少ない撮影態様であること」などを考え合わせると、「道路周辺映像サービス提供者において、①カメラ位置や私有地に侵入しないようにするなど撮影態様に配慮する、②人の顔や車両のナンバープレートにぼかし処理等を施すなどのプライバシー保護の措置をとる限り、プライバシー侵害となるおそれのあるケースは大幅に限定される」。「したがって、プライバシーとの関係で、サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い」。

(イ)「もっとも、プライバシー侵害となるかどうかは、」<sup>54)</sup>「事例ごとの個別判断とならざるを得ないため、道路周辺映像サービス提供者に一定の法的リスクが

54) 上掲「第1次提言」13-14頁，上掲書所収78頁。

55) 上掲「第1次提言」20頁，上掲書所収81頁。

残る」<sup>56)</sup>。

### 〈3〉肖像権との関係について

(ア)「道路周辺映像サービスの目的は、地図情報の提供であって人の容貌の公開自体が目的ではない。撮影態様についても公道から周辺の情景を機械的に撮影しているうちに人の容貌が入り込んでしまったものである。「ごく普通の服装で公道上にいる人の姿を撮影したものであって、かつ、容貌が判別できないようにぼかしを入れたり解像度を落として公開している限り、社会的な受忍限度内として肖像権の侵害は否定される」。「したがって、肖像権との関係でも、サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い」。

(イ)もっとも、「肖像権侵害となるかどうかは、プライバシーと同様に」「事例ごとの個別判断とならざるを得」ないため、「道路周辺映像サービス提供者に一定の法的リスクが残る」<sup>57)</sup>。

### 〈4〉道路周辺映像サービス提供者・国に求められる取組について

(ア)「道路周辺映像サービスが一般市民から受け入れられるためには、その社会的意義について理解を得るとともに、サービスから生じる負の側面であるプライバシーや肖像権の侵害に対する一般市民の懸念や不安を払拭していくことが不可欠である。」そのためにも、「撮影態様の配慮やぼかし処理等に加え」、(1)事前の情報提供・(2)サービス公開後の対応の充実・(3)サービス全般に関する周知の徹底といった取組が、道路周辺映像サービス提供者に求められる<sup>58)</sup>。

(イ)「道路周辺映像サービス提供者が個人情報取扱事業者に該当する場合には、主務大臣は個人情報保護法に基づき必要な対応を採ることが求められ、総務省においても、提供者が電気通信事業者に該当する場合には、個人情報保護ガイドラインを遵守するよう、必要な指導・助言を行うことが求められる。」

56) 上掲「第1次提言」18頁，上掲書所収80頁。

57) 上掲「第1次提言」19頁，上掲書所収81頁。

58) 上掲「第1次提言」21-22頁，上掲書所収82頁。



(ウ)今回、わが国では「ストリートビューの問題が大きく取り上げられたが、その背景として、事前に個人情報保護法を含む既存法令との関係、利用者対応の在り方等について適切な指導や助言を国等から受ける機会が結果としてなかったこと及び広く一般に対する事前の周知が行われなかったことが挙げられる。」この点、「海外では、プライバシー・コミッショナー等のプライバシー問題を専門に取り扱う機関を設置している国が少なくなく、」「ストリートビューも、海外ではサービスに先立ち、」「事前に相談し、その指導や助言を踏まえてサービスを展開しており、それらの機関による声明の公表がメディアを通じて報じられたことが、一般国民への周知が図られる一助となった。」

わが国において、「直ちに同様の機関を設けることは困難である」が、「中長期的にはプライバシー等について効果的な助言・勧告をする機能を持つことも考え方としてあり得る」<sup>59)</sup>。

#### (d) グーグルの対応

東京都情報公開・個人情報保護審議会の「会長コメント」にも示されているように、(1)カメラ位置を(40cm)下げての再撮影・(2)不鮮明化技術(ボカシ処理技術)の改良、更には(3)技術的対応が不十分であった場合の連絡ツールの提供が自主的対応としてなされるようになったが、上記・総務省研究会の「第1次提言」に基づく(総務省からグーグルに対する)要請<sup>60)</sup>もあり、グーグルが講じた対策はこれに止まらない。グーグルは、「ストリートビューに関する取り組みについて」と題する文章を「Google Japan Blog」にアップし(2009年(平成21年)9月4日)、(4)当該サービスの内容・技術あるいはプライバシーに対するグーグルの見解をまとめた専用ウェブサイトの作成・(5)地方自治体に

59) 上掲「第1次提言」22-23頁、上掲書所収82-83頁。

60) 「①人の顔やナンバープレートを判別できないようにする、②撮影前、公表前に、地方自治体等に情報を公開する、③削除要請に対応する枠組みを整備する、④違法な二次利用(面白い写真の紹介)に対する対応を検討する、⑤プライバシーポリシーを公表し遵守する」ことなどを要請した(森亮二「グーグルストリートビューは違法か?」情報通信ジャーナル2009年11月号34頁)。

対する説明・情報交換・(6)専用ウェブサイトの情報をまとめたパンフレットの作成・配布・(7)撮影及び公開の対象となる地域についての情報公開・広報の実施・(8)インターネットに加えて、電話（携帯電話を含む）での公開停止手続の申込窓口の設置・(9)ストリートビュー画像による2次被害が発生した場合における、コンテンツ管理者に対する削除要求・訴訟の提起・日本でのweb検索インデックスからの除外の検討なども行うことを表明した<sup>61)</sup>。

「会長コメント」においても一定の評価がなされているように、グーグルも地方公共団体などからの指摘・ユーザからの不安の声、更には総務省からの要請に対して、真摯な態度で取り組んでいると言えよう。

### 2.3 ストリートビューに関する判例

#### (1) 事案の概要

次に、ストリートビューが裁判の場面で問題となったケースについて見る。この事件（以下、本件とする）は、原告（控訴人）Xが居住していた福岡市内のアパートのベランダに干していた（下着を含む）洗濯物をグーグル（被告〔被控訴人〕Y<sup>62)</sup>が撮影・公表した<sup>63)</sup>ことにより、Xの既往症である強迫神経症・知的障害が悪化し、転居を余儀なくされたとして、撮影行為・公表行為によるプライバシー侵害・本件画像が個人情報保護法における個人情報に該当するとの理解から同法（18条1項・23条2項）違反・プライバシー配慮義務違反を主張し、民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求を行ったものである。

61) Googleマップチーム・前掲〔注23〕,堀部・宇賀編・前掲書〔注23〕所収85-88頁。

62) 本件訴訟においてYは、米国法人グーグル・インクの子会社たる日本法人となっている。グーグルのサービスが裁判上問題となる場合には、「米国本社が行っているサービス」であることを（グーグル側は）強調する傾向にある（例として、グーグル・サジェスト事件があげられる。同事件については、さしあたり、拙稿「インターネット上の名誉毀損-最近の2つの事件について」法セ707号22-23頁,拙書〔注41〕223-225頁）が、本件訴訟でも、「インターネット上でストリートビューを提供し、本件画像を公表したのは、Yではなく、米国法人グーグル・インクである」との主張を行っている（判時2234号49頁）。

63) 福岡地裁に提訴の後、グーグルは本件画像の公開を停止し、閲覧できない状態になった（判時2234号45頁）。

なお、Xは損害額300万円（慰謝料150万円・通院費用75万円・転居費用75万円）のうち、60万円を請求した<sup>64)</sup>。

## (2) 福岡地裁判決

第1審の福岡地裁では、本人訴訟として争われた(福岡高裁にXが控訴の後、弁護士団が結成された)<sup>65)</sup>。福岡地裁判決<sup>66)</sup>は、(a)プライバシー権侵害・(b)個人情報保護法違反の主張に対して次のように判示し、Xの請求を棄却した。

### (a) プライバシー権侵害について

「Xは、本件居室のある建物の敷地前の公道は道幅が狭いことから、その路上で本件画像を撮影することはできないなどとして、Yが本件画像を私道上から撮影した旨主張するが」、証拠によれば、「公道上から撮影したことが明らかに認められるのであって、その主張は採用できない。

そして、本件画像によれば、本件住居のベランダに洗濯物らしきものが掛けてあることは判別できるものの、それが何であるかは判別できないし、もとより、それがその居住者のものであろうことは推測できるものの、X個人を特定するまでには至らない。」「元来、当該位置にこれを掛けておけば、公道上を通行する者からは目視できるものであること、本件画像の解像度が目視の次元とは異なる特に高精細なものであるといった事情もないことをも考慮すれば、Yが本件画像を撮影し、これをインターネット上で発信することは、未だXが受忍すべき限度の範囲にとどまるというべきであり、Xのプライバシー権が侵害されたとはいうことができない。」

「したがって、本件においては、不法行為の要件である、権利又は法律上保

64) 判時2234号45頁。

65) 板倉陽一郎「ストリートビュー事件高裁判決（福岡高判平成24年7月13日判例集未登載（平成23年(ネ)第439号））の分析と我が国個人情報保護制度への示唆」電子情報通信学会技術研究報告113巻33号63頁。

66) 福岡地判平成23年3月16日判例集未登載（D1-Law.com判例体系 判例ID：28170964）。

護すべき利益の侵害が認められないというべきである。」

(b) 個人情報保護法違反について

個人情報保護法にいう「個人情報とは『生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）』をいうところ（同法2条1項）、上記判示のとおり、本件画像の内容に鑑みれば、せいぜい洗濯物が干してあり、誰かが同居室に住んでいることが分かるといった程度の情報にすぎないから、上記個人情報に当たるといえるか疑問であるし、仮にこれに当たるとしても、上記認定の事実からすれば、Xとの関係で、その情報取得の態様、取扱いの方法、管理の態様等が個人情報保護法の諸規定に違反して違法であるとは到底言えない。

したがって、いずれにしてもXの主張は採用できない。」

(3) 福岡高裁判決

上記の福岡地裁判決を不服として、Xは控訴した。福岡高裁判決<sup>67)</sup>においても福岡地裁判決と結論は同じ（控訴棄却<sup>68)</sup>であったが、(a)プライバシー権侵害・(b)個人情報保護法違反の主張に対する、より詳細な判断を行っており、更には(c)プライバシー配慮義務違反の主張に対しても応答している<sup>69)</sup>。

---

67) 福岡高判平成24年7月13日判時2234号44頁。本件評釈として、上机美穂「判批」判時2259号138頁（判評678号8頁）、板倉・前掲「判批」[注65]63頁、長谷川俊明「判批」際商43巻2号166頁、浅井弘章「判批」銀行法務21781号68頁がある。また、飯田伸一ほか「情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例」専門実務研究7号58頁〔宮崎裕子執筆〕、板倉陽一郎「個人情報保護法違反を理由とする損害賠償請求に関する考察」情報ネットワーク11号1頁においても（本件高裁判決・地裁判決が）扱われている。

68) 最終的には、最高裁への上告・上告受理申立てに対して、上告棄却・上告不受理決定がなされたようである（浅井・上掲「判批」68頁）。

69) 福岡地裁判決は、「その余の争点（(a)プライバシー権侵害・(b)個人情報保護法違反以外の争点－筆者）について判断するまでもなく、Xの請求は理由がないから

## (a) プライバシー権侵害について

「Xは、Yが行う撮影行為が、膨大な数の肖像権やプライバシーを根こそぎ撮影するという点に最大の特徴があり、一連一体として行われた撮影行為のうち、本件画像の撮影だけを切り出して評価することは加害行為の実態にそぐわないと主張するが、個人の権利・利益の侵害に対する救済を図るという不法行為制度の趣旨に照らせば、Xの主張は採用できない。」しかしながら、「Yが公道である福岡市南区五十川859号線上を走行するストリートビュー撮影車から撮影したとの事実」及び「平成21年12月2日、福岡地域を対象とするストリートビューのサービス提供が開始され、そこに本件画像が含まれていた」ことから、「X主張の不法行為が特定されると解される。」

「一般に、他人に知られたくない私的事項をみだりに公表されない権利・利益や私生活の平穏を享受する権利・利益については、プライバシー権として法的保護が与えられ、その違法な侵害に対しては損害賠償等を請求し得るところ、社会に生起するプライバシー侵害の態様は多様であって、出版物等の公表行為のみならず、私生活の平穏に対する侵入行為として、のぞき見、盗聴、写真撮影、私生活への干渉行為なども問題となり得る。」「写真ないし画像の撮影行為については、被撮影者の承諾なく容ぼう・姿態が撮影される場合には肖像権侵害として典型的に捉えられるが、さらに、容ぼう・姿態以外の私的事項についても、その撮影行為により私生活上の平穏の利益が侵され、違法と評価されるものであれば、プライバシー侵害として不法行為を構成し、法的な救済の対象とされると解される。」「容ぼう・姿態以外であっても、人におよそ知られることが想定されていない私的な営みに関する私的事項が、他人からみだりに撮影されることになれば、私生活において安心して行動することができなくなり、実際に撮影された場合には、単に目視されるのとは異なり、その私的事項に関する情報が写真・画像として残ることにより、他人が客観的にそれを認識できる状況が半永続的に作出されてしまうのであり、そのために精神的苦痛を受け

---

それを棄却する」とし、この点について示していない。

ることもあり得る。そうであれば、容ぼう・姿態以外の私的事項に対する撮影も、プライバシーを侵害する行為として、法的な保護の対象となる。ただし、写真や画像の撮影行為に対する制約にも制限があり、当該撮影行為が違法となるか否かの判断においては、被撮影者の私生活上の平穩の利益の侵害が、社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうか判断基準とされるべきであると解される(肖像権の場合に関し、最高裁判平成17年11月10日第1小法廷判決・民集59巻9号2428頁参照)。」

本件画像の撮影行為については、「(本件画像が)本件居室やベランダの様子を特段に撮影対象としたものではなく、公道から周囲全体を撮影した際に画像に写り込んだものであるところ、本件居室のベランダは公道から奥にあり、画像全体に占めるベランダの画像の割合は小さく、そこに掛けられている物については判然としないのであるから、一般人を基準とした場合には、この画像を撮影されたことにより私生活の平穩が侵害されたとは認められないといわざるを得ない。一般に公道において写真・画像を撮影する際には、周囲の様々な物が写ってしまうため、私的事項が写真・画像に写り込むことも十分あり得るところであるが、そのことも一定程度は社会的に容認されていると解される。本件の場合、ベランダに掛けられている物が具体的に何であるのか判然としないのであるから、たとえこれが下着であったとしても,」「被撮影者の受忍限度の範囲内であるといわなければならない。」

また、本件画像の公表行為(の違法性)については、「その物を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量して判断すべきところ(最高裁判平成15年3月14日第2小法廷判決・民集57巻3号229頁参照),」「本件画像においてはベランダに掛けられた物が何であるのか判然としないのであり、本件画像に不当に注意を向けさせるような方法で公表されたものではなく、公表された本件画像からは、Xのプライバシーとしての権利又は法的に保護すべき利益の侵害があったとは認められない。」

したがって、撮影行為・公表行為のいずれについても不法行為は成立しない。

## (b) 個人情報保護法違反について

「Xは、本件画像が個人情報に該当するとして、個人情報保護法違反を主張するが、福岡地域の撮影・公表行為を全体として一連一体の行為態様であるとする主張については、前述のとおり採用できない。

さらに、Xとの関係に限定した場合であっても、そもそも、個人情報保護法上の個人情報とは、特定の個人を識別することができるもの（同法2条1項）であり、本件画像には特定の個人を識別することができるものはなく、インターネット検索で住所検索とストリートビューの画像が関連付けられるとしても、それだけではX個人を識別することはできないので、個人情報に該当しないと解される。そうであれば、個人情報を含む情報のデータベースであるところの個人情報データベースや個人データにも該当しない。」「よって、個人情報保護法に関するXの主張は、採用できない。」

## (c) プライバシー配慮義務違反について

「Xは、事業者が、プライバシー侵害の可能性を含む新規事業の展開に際して、プライバシー侵害が生じないように、一定の方策を行うなどの配慮義務があると主張し、これに違反した場合には不法行為が成立する旨主張するが、独自の見解であり、また、」「本件においてはプライバシー侵害が生じていないのであるから、Xの主張は採用できない。」

## (4) 若干の検討

本件福岡地裁判決・福岡高裁判決は、(リアルスペース上で形成されてきた)従来からの判例法理や法解釈を踏まえている点で、学説からも概ね支持を得ているように思われる<sup>70)</sup>。特に、福岡高裁判決は、(a)プライバシー権侵害について・(b)個人情報保護法違反について・(c)プライバシー配慮義務違反について、

---

70) 「匿名解説」判時2234号44頁、上机・前掲「判批」[注67] 139頁、浅井・前掲「判批」[注67] 68頁など。

の3点に対して判断を行っていることから、本稿でも、この3点に絞って若干の検討を行う。

(a) プライバシー権（及び肖像権）侵害について

わが国におけるプライバシーの権利は、私法上の権利とされた後、幸福追求権（憲法13条）を根拠とした憲法上の権利と位置づけられている。初期の有名な判例としては、（三島由紀夫のモデル小説に対して、プライバシー権侵害を理由として損害賠償と謝罪広告が求められた）東京地判昭和39年9月28日判時385号12頁（「宴のあと」事件東京地裁判決）がある。同判決は、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」は、「法的救済が与えられるまでに高められた人格的な利益と考えるのが正当であり、それはいわゆる人格権に包摂されるものではあるけれども、なおこれを1つの権利と呼ぶことを妨げるものではない」とするとともに、公開された内容が、(1)「私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること」（私事性）・(2)「一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること」（秘匿性）・(3)「一般の人々に未だ知られていないことがらであること」（非公知性）というプライバシーの権利侵害の要件も示している。

同判決は、「学説により圧倒的に支持され、わが国におけるプライバシー権確立の礎石を築いた判決として位置づけられ」<sup>71)</sup>、その後も「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」としてのプライバシーの権利は承認されている<sup>72)</sup>。ただし、個人情報保護法の制定の影響や（同法制定による）国民の

71) 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣・2003年）198頁。

72) 拙稿「インターネット上のプライバシー侵害に関する一考察」岡田信弘ほか編『高見勝利先生古稀記念論文集 憲法の基底と憲法論－思想・制度・運用』（信山社・2015年）933-934頁、拙書〔注41〕234-235頁。



権利意識の変化などが見られるなかで、(少年犯罪について推知報道を行った出版社に対して、プライバシー権侵害等を理由として損害賠償が求められた) 最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁(長良川事件報道訴訟最高裁判決)・(中国国家主席の講演会を主催した早稲田大学が、氏名・学籍番号・住所・電話番号の記載された参加申込者の名簿の写しを無断で警察庁に提出したことが問題となった) 最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁(早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件最高裁判決)などの比較的最近の判例では、上記・東京地判昭和39年9月28日(「宴のあと」事件東京地裁判決)が示した3要件のうち、(1)私事性の要件に言及せずにプライバシー該当性を認める傾向にあるとの指摘がなされている<sup>73)</sup>。

プライバシー権(侵害の際)の違法性阻却事由については、(ノンフィクション作品の中で無断で実名が明かされ、前科が公表されたことが問題となった) 最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁(「逆転」事件最高裁判決)を「契機として、利益衡量説をとる裁判例が増加して」いることが指摘されており<sup>74)</sup>、上記・最判平成15年3月14日(長良川事件報道訴訟最高裁判決)でも同判決を引用しつつ、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法

---

73) 岡村久道「コンピュータウイルス感染による個人情報漏えいと損害賠償責任－札幌地判平成17・4・28」NBL813号30-31頁。更に、総務省・前掲「第1次提言」[注35]15頁(堀部・宇賀編・前掲書[注23]所収79頁)においても、「最近の判例では、他人にみだりに知られたくない情報であるか否かがもっばらの基準とされており、現在では前掲『宴のあと』事件の裁判例にある要件は必ずしも踏襲されてない」との記述がある。

74) 五十嵐・前掲書[注71]223-224頁。差止めの要件としては、(婦人運動・社会主義運動で有名であった元衆議院議員〔神近市子〕を含む3人の女性と無政府主義者〔大杉栄〕との恋愛関係を描いた映画に対して、名誉権・プライバシー権侵害を理由して、公開上映の差止めが求められた)東京高決昭和45年4月13日判時587号31頁(「エロス+虐殺」事件東京高裁決定)で用いられており、比較的最近では、(柳美里のモデル小説に対して、プライバシー権・名誉権・名誉感情の侵害を理由として損害賠償・謝罪広告・単行本出版などによる公表の差止めが求められた)最判平成14年9月24日判時1802号60頁(「石に泳ぐ魚」事件最高裁判決)でも用いられている。

行為が成立する」としている<sup>75)</sup>。

他方、肖像権についても、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由」を「個人の私生活上の自由の1つ」と位置づけた（警察官によるデモ行進の写真撮影が問題となった）最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁（京都府学連事件最高裁判決）により（実質的に）承認され、同判決の趣旨が後の刑事事件のみならず、（世界的に有名な子役の氏名・肖像がテレビ・コマーシャルに無断使用されたことが問題となった）東京地判昭和51年6月29日判時817号23頁（マーク・レスター事件東京地裁判決）を初めとする民事事件においても適用され、現在に至っている<sup>76)</sup>。比較的最近の判例としては、（高級ファッションブランドの衣服を着た町中の女性を許可なく、容ぼうも含めて大写しにした写真を撮影し、ファッション系のウェブサイトに掲載したことが問題となった）東京地判平成17年9月27日判時1917号101頁がある<sup>77)</sup>。

---

75) 拙稿「インターネット上のプライバシー侵害に関する一考察」[注72] 937-938頁、拙書 [注41] 237頁。なお、表現の自由を重視する立場から利益衡量説を批判するものとして、竹田稔『〔増補改訂版〕プライバシー侵害と民事責任』（判例時報社・1998年）199-206頁がある。竹田稔弁護士（元裁判官）は、(1)表現行為が社会の正当な関心事であること、(2)その表現内容・表現方法が不当なものでないこと、の2つの要件を満たす時は、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー侵害とはならないと主張している。

76) 五十嵐・前掲書 [注71] 163-165頁。

77) 同判決は大要、次のように述べて、原告Xの損害賠償請求を認めている（拙稿「インターネット上のプライバシー侵害に関する一考察」[注72] 928-929頁、拙書 [注41] 231頁）。

「何人も、個人の私生活上の自由として、みだりに自己の容貌や姿態を撮影されたり、撮影された肖像写真を公表されないという人格的利益を有しており、これは肖像権として法的に保護されるものと解される。」本件写真の撮影・ウェブサイトへの掲載はXの承諾を得ずに行われたものであり、また、「写真の一部にたまたま特定の個人が写り込んだ場合や不特定多数の者の姿を全体的に撮影した場合とは」違い、「被写体となった原告に強い心理的負担を覚えさせるもの」であり、Xの肖像権を侵害する。

「肖像権が侵害された場合であっても、①当該写真の撮影及びウェブサイトへの掲載が公共の利害に関する事項と密接な関係があり、②これらが専ら公益を図る目的で行われ、③写真撮影及びウェブサイトへの掲載の方法がその目的に照ら

肖像権（侵害の際）の違法性阻却事由については、（歯科大学の教授がスナック経営者とともにフィリピンに行き、現地の採用希望者にハレンチな行為をした写真が週刊誌に掲載された事例である）東京地判昭和62年2月27日判時1242号76頁において名誉毀損の場合に類似した事由ないし要件を初めて示し<sup>78)</sup>、その後の（和歌山毒物カレー事件の刑事被告人を法廷内で隠し撮りした写真・イラスト画が週刊誌に掲載された事例である）大阪地判平成14年2月19日判タ1109号170頁は、違法性が阻却されるためには、(1)「当該取材報道行為が公共の利害に関する事項に関わること」（公共性）・(2)「専ら公益を図る目的でなされたこと」（公益性）・(3)「当該取材ないし報道の手段方法が、その目的に照らして相当であること」（相当性）の3要件を充たすことが必要であるとしていた。しかし、上告審である最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁は、「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべき」との新たな枠組みを採用した<sup>79)</sup>。

本件福岡地裁判決・福岡高裁判決は、明示的であれ黙示的であれ、これらの判例法理を前提とした上で、具体的な事案に対する「当てはめ」を行ったものと評価できる<sup>80)</sup>。本件の場合、要保護性の高い（プライバシー権・肖像権を

---

し相当なものであれば、当該撮影及びウェブサイトへの掲載行為の違法性は阻却される」。確かに、Xの衣服はドルチェ&ガッバーナのものであり、東京の最先端のストリートファッションを広く紹介するという目的から、①公共性・②公益性の要件を充たすが、Xの承諾を得ないで撮影したこと・特定の個人を（容ぼうも含めて）大写しにしたことは目的との関連で③相当性の要件を欠き、違法性は阻却されない。

78) 同判決は、「(1)当該写真が公共の利益に関連する事象を撮影したものであり、(2)掲載目的が専ら公益を図るものであり、(3)写真掲載の必要性があり、かつ(4)掲載された写真が(1)ないし(3)の目的を達する必要最小限度の範囲及び形態である場合には、たとえ肖像権を侵害したとしても違法性が阻却されると解すべきである」と判示している。

79) 拙稿「インターネット上のプライバシー侵害に関する一考察」[注72] 938-939頁、拙書 [注41] 237-238頁。

80) 本件福岡高裁判決の基本的な判断枠組みには賛成するものの、「被撮影者の受忍

侵害する)情報がストリートビューによって公表されたものではなかったがために、Yの敗訴となったが、そのような情報が写っていたような場合には、結論が逆になることも十分ありえよう<sup>81)</sup>。ストリートビュー・カー(撮影車)が公道上から網羅的に画像を撮影する以上、要保護性の高い情報も一定の割合で写り込んでしまうことは避けられない。これらの画像ないし情報を確実に取り除けないとすれば、撮影・公表に伴うリスクは当然、サービスを提供する企業が負わなければならないことになる。

(b) 個人情報保護法違反について

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律〔平成15年法律第57号〕)は、「個人情報取扱事業者」<sup>82)</sup>に対して「個人情報」<sup>83)</sup>「個人データ」<sup>84)</sup>「保有個人データ」<sup>85)</sup>の取扱いにつき、様々な義務を課している。具体的には、「個人情報」

---

限度の範囲内」であるか否かの判断に当たっては、「一般市民の主観的プライバシー」の保護の観点から、「利用の態様(保存・公開の方法)、公開された場合に拡散してしまい、回復不可能な損害が生じるのではないか、また、被撮影者からの請求があった場合に完全に画像が世の中から削除されるのか、被撮影者が事前に撮影を予測しうること、被撮影者に対して削除を請求する手段が明確に提供されているのかなどの点も総合的に考慮」すべきとするものとして、飯田ほか・前掲論文〔注67〕71頁〔宮崎執筆〕がある。

81) 武藤・前提論文〔注39〕37-38頁。

82) 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関・地方公共団体・独立行政法人等が除外されるほか、「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」(具体的には、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000を超えない者〔個人情報の保護に関する法律施行令2条〕)も除かれる(個人情報保護法2条3項)。

83) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう(2条1項)。

84) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう(2条4項)。

85) 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有

については、利用目的の特定（15条）・利用目的による制限（16条）・適正な取得（17条）・取得に際しての利用目的の通知等（18条）の義務を、「個人データ」については、データ内容の正確性の確保（19条）・安全管理措置（20条）・従業者の監督（21条）の義務を、「保有個人データ」については、保有個人データに関する事項の公表等（24条）・開示・訂正・利用停止等の義務（25-27条）などを含むものである<sup>86)</sup>。

本件福岡地裁判決・福岡高裁判決は、原告（控訴人）Xの住んでいたマンションの外観及びベランダに掛けてあった（判別できない）布様のものが写った画像の「個人情報」該当性につき、否定的な立場を取った。個人の容ぼう等の写っていない本件画像のような場合には、（法律の条文に照らしても）結論に対する異論は少ないように思われる。他方、個人の容ぼう等を撮影した場合には「個人情報」を取得したこととなり<sup>87)</sup>、また、ぼかしを入れることなく、それをストリートビューで公表したような場合には「個人データ」の第三者提供に該当し<sup>88)</sup>、オプトアウトの要件（23条2項）などを満たす必要が生じることにな

---

する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう（2条5項）。

86) 総務省・前掲「第1次提言」[注35] 9-10頁、堀部・宇賀編・前掲書 [注23] 所収76頁。

87) 顔（容ぼう）のほか、表札・ナンバープレートの撮影ないし写り込みの問題については、本稿「2.2(2)(c)」参照。

88) 「顔写真については、一般的には目の部分にマスクングすることで特定の個人を識別できないと考えられる」（後掲6頁）との、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（2010年（平成22年）9月17日改正）」（<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf> (last visited Sep. 4, 2017)) を前提とすると、目の部分へのマスクング以上の画像処理を施した場合には、「個人情報」に該当しないことになると考えられる。他方、顔（容ぼう）に、ぼかしを入れた場合であっても「服装（たとえば制服）や髪形、持ち物等から『容易』に特定個人を識別できる場合」や、住所と「他の情報を『容易』に照合する」ことによって「特定個人を識別できれば、全体として『個人情報』に該当することになる」との主張もある（園田寿「グーグル・ストリートビュー－何がどう問題なのか」ヒューマンライツ254号9頁）。この点に関する理解の相違は、「一般人識別」と「特別人識別」の対立とも密接に関連しているように思われる（「[パネル討論] 地理空間情報とサービスシステムにおける

る<sup>89)</sup>。

(c) プライバシー配慮義務違反について

プライバシー侵害の可能性を含む新規サービスを実施する事業者は、事業実施国における公法上の規制の存否・私法上の違法性の検討のみならず、プライバシー侵害を最小限にすべき配慮義務（道路・住宅地の状況等を事前に調査して「プライバシー影響評価」を実施すべき義務）を負っており、これに違反した場合には不法行為が成立することをXは高裁段階で主張していた。その（ような配慮義務が存在する）根拠としては、「OECDガイドラインが定める2つの準則、すなわち①個人データは、適法・公正な手段により、かつ、情報主体に通知又は同意を得て収集されるべきであること（収集制限の原則）及び②収集目的を明確にし、データ収集は収集目的に合致するべきであること（目的明確化の原則）」の存在のみが挙げられていた<sup>90)</sup>。

この点について本件福岡高裁判決は、「独自の見解」として（配慮義務の存在を）否定しているが、学説も同様の理解であるように思われる。「OECDガイドラインは条約ではなく、直接的な法源にはなり得ないものであって、控訴人の主張には判決に現れる限りにおいて、明確な法的構成や法的根拠は存在しない」との指摘<sup>91)</sup>がここでは当てはまるであろう<sup>92)</sup>。

---

プライバシー保護」堀部・宇賀編・前掲書 [注23] 128-129頁)。

89) 坂本団「グーグル・ストリートビューを考える」月刊大阪弁護士会2008年12月号21頁。「個人データ」の第三者提供は、法令に基づく場合などを除くほか、原則的に禁止されており（23条1項）、その例外としてオプトアウトの要件（23条2項）が定められている。(1)第三者への提供を利用目的とすること・(2)第三者に提供される「個人データ」の項目・(3)第三者への提供の手段又は方法・(4)本人の求めに応じて本人が識別される「個人データ」の第三者への提供を停止することをあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項（23条1項）の規定にかかわらず、「個人データ」を第三者に提供することができるとしている。

90) 判時2234号50頁。

91) 板倉・前掲「判批」[注65] 67頁。

92) 更に、ストリートビューの問題を法律学の観点から扱ったものとして、小向太郎『『世界中の情報』とデジタル・フォレンジック』日本セキュリティ・マネジメ

### 3. まとめに代えて

本稿では、グーグルのサービスの中でも、とりわけ議論を呼んできた「グーグル・ストリートビュー」の問題について簡単な紹介・検討を行った。本稿でも触れたように、グーグルのサービスは無料で提供されるものが多く、また、世界規模で高いシェアを占めていることから、ある意味「公的インフラ」のような錯覚を受ける場合も時としてある。しかしながら、グーグルはあくまでも「企業」であり、「企業」である以上は、利潤の追求が組織の目的・存在意義である。

これまで（そして今でも）、その利潤の源泉として機能してきた（している）のが、「グーグル・アドワーズ」「グーグル・アドセンス」である。また、利潤を生む広告の精度を上げる為に、「文脈ターゲティング広告」のみならず「行動ターゲティング広告」の手法（の導入）が目指され、そこでは我々の（広い意味での）プライバシーが、今まで以上にグーグルという「企業」に集積されることになる。

ストリートビューをはじめ、グーグルの様々なサービスが我々に利便性を与えていることは間違いのない事実である。しかし、それと同時に、（トレードオフの関係として）プライバシーの問題などがあることも心に留めておく必要があるだろう。ストリートビューはその一例である。

---

ント学会誌22巻3号43頁以下、新保史生「ネット検索サービスとプライバシー—道路周辺映像サービスを中心に」法コン28号7頁以下、平野晋「Boring v. Google, Inc.—グーグルの地図『ストリートビュー』がプライバシー侵害に該当しないと判断された代表事例」際商40巻11号1780頁以下、奥田喜道「グーグル社のストリートビューをめぐる問題」法セ656号4頁以下、倉田卓次「グーグルのストリートビュー」法苑156号2頁以下、川口嘉奈子「ユビキタス時代のプライバシー—Google ストリートビュー・セカイカメラ等がもたらす問題の倫理的考察」電子情報通信学会技術研究報告109巻74号71頁などがある。